

令和6年度
教員免許課程 自己点検・評価報告書

武蔵野音楽大学
教員免許課程委員会

本学では、教職課程を教員免許課程と称しており、自己点検・評価報告書本文においては「教員免許課程」と記述する。

【自己評価】については、A・B・Cの3種類とする。Aは「適切に実施されている」、Bは「概ね適切に実施されているが、不十分な点がある」、Cは「改善の必要がある」を意味する。

1 本学が設置する教員免許課程

本学は、単一の学部（音楽学部）からなる大学である。音楽学部は演奏学科および音楽総合学科で構成され、両学科とも文部科学大臣の「教職課程認定」を受けている。教育職員免許状の種類は、中学校教諭一種免許状（音楽）・高等学校教諭一種免許状（音楽）であり、武蔵野音楽大学学則 第5条、第15条、第18条に規定されている。大学院音楽研究科では、武蔵野音楽大学大学院学則第17条に規定されているとおり、中学校教諭専修免許状（音楽）・高等学校教諭専修免許状（音楽）を取得することができる。

【資料等】

1・1 教育研究情報「2.教育研究上の基本組織、教育研究実施組織」

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/education

1・2 武蔵野音楽大学学則

<https://www.musashino-music.ac.jp/guide/policy>

1・3 武蔵野音楽大学大学院学則

<https://www.musashino-music.ac.jp/guide/policy>

2 自己点検・評価の観点

① 教育理念・学修目標

[大学全体レベル] [学科等レベル]

1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

【自己評価】A

教員養成の理念・目標については、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、高度な専門教育と幅広い一般教育を行い、専門的な知識・技能とともに、建学の精神である「〈和〉のこころ」と豊かな人間性を備えた教育者を育成するものとし、各自の専攻領域に関する学修を通して培った高度な専門的な知識・技能に併せて、「免許法施行規則に定める科目（以下「教職科目」という）」の系統的な学修を通して教育に関する専門的な知識・能力を身に付けさせ、教育に対する理解と情熱、実践的な指導力と豊かな人間性を備えた教員の育成を図るものと設定している。

さらに、音楽教育者の養成を主たる目的とする音楽総合学科音楽教育コースでは、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）の3つの方針と音楽教育者の養成の目標および当該目標を達成するための計画が意識され設定されている。

以上は下記資料に示すとおり音楽学部全体の教員養成の目標および目標を達成するための計画を具体的かつ明確に設定されており、本学公式ウェブサイトで公表されている。

【資料等】

①-1 本学の教員養成の目標と目標を達成するための計画

①-2 取得可能な免許状

以上は教育免許課程に関する情報／教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画にて公表

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

①-3 ディプロマ・ポリシー

https://www.musashino-music.ac.jp/graduate/department1/diploma_policy

①-4 カリキュラム・ポリシー

https://www.musashino-music.ac.jp/graduate/department1/curriculum_policy

①-5 アドミッション・ポリシー

https://www.musashino-music.ac.jp/graduate/department1/admission_policy

2) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス

【自己評価】A

教員養成の理念・目標および当該目標を達成するための計画の策定プロセスは「①教育理念・学修目標」で詳述した内容を踏まえ、本学が所在する東京都教育委員会が策定する「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を考慮して策定している。これらの計画の策定にあたっては教員免許課程の適切な運営を図るために設置されている教員免許課程委員会と当委員会事務を所管する学務部が中心となり取り組むプロセスとなっている。なお、学務部は学務課、学生課、就職課で構成されている。

【資料等】

①-8 東京都教育委員会ホームページより抜粋

東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標

https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/02/16/documents/03_02.pdf

①-9 教員免許課程委員会規則

本報告書 14 ページ参照

3) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

【自己評価】A

教員免許課程の履修を希望する学生に対して、入学時のオリエンテーションにおいて教員免許課程の理念やカリキュラムについて説明し、理解を促している。学生は教職科目および実習等の学修成果を「教員免許課程履修カルテ」に記録し、教員免許課程担当教員が随時点検を行い、学修状況の把握と以後の指導に活用している。

教員免許課程委員会では、学生および教職員間の情報の共有がより円滑に行えるよう学務課と連携し、「教員免許課程履修カルテ」の電子化を令和6年度後期に実現した。これに加えて、「学生による授業評価アンケート」（以下「授業評価アンケート」という）や、教員免許課程の履修状況、教育実習や

介護等体験の実施状況等から得た課題および社会情勢や教育環境の変化等への対応を踏まえた自己点検・評価を行い改善に努めていく。

以上のように一人一人の学生が教員免許課程での学修を通じて得た自らの学びの成果や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われている。

【資料等】

①-10 教員免許課程履修カルテ

② 授業科目・教育課程の編成実施

[大学全体レベル]

1) 複数の教員免許課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況

【自己評価】A

大学全体の教育課程、授業の運営、試験および学業成績に関する事項については、学務課が把握している成績や教育課程の状況等の様々なデータを基に、学長・各部館長・学科長・コース長等で構成された「学務委員会」で審議を行っている。

「免許法施行規則に定める科目」の音楽の実技は、演奏家（プロフェッショナル）である演奏学科の教員が責任を負って担当している。一方、音楽史、音楽理論、音楽教育等はそれぞれの研究分野の専門家である音楽総合学科の教員が責任を負って担当している。このように、演奏学科および音楽総合学科における共通開設の授業科目では、学科の強み、特色ならびに教員の専門性を活かした指導が適切に行われている。

【資料等】

②-1 学務委員会規則

本報告書 15 ページ参照

②-2 教育職員

<https://www.musashino-music.ac.jp/graduate/teacher>

2) 教員免許課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況

【自己評価】A

教員免許課程の模擬授業等の実施に必要な関連図書および資料等は、武蔵野音楽大学図書館および音楽教育研究室に整備されている。図書館は、大学の教育研究に関わる学術情報の体系的な収集・管理・整理・保管に加えて、教育研究活動および学修支援に直接関与している。学生・教員による利用の活性化を企図して、キャンパスの中央に位置し、機能別に3層にゾーニングされ多様な学修スタイルに柔軟に対応する学修・研究空間である。1階の「メインフロア」は、新刊図書、雑誌、新聞をはじめ、利用頻度の高い音楽書を配架している。2階の「サイレントフロア」は、参考図書、一般書、学术论文および視聴覚資料が並ぶ開架書架エリア、個人・ペア視聴席とAVルームからなるAVエリアで構成されている。地下1階のグループ学修室も備えた「アクティブフロア」は、授業の事前準備学修・授業・事後展開が実現できる、知の集積および交流の拠点として機能している。

楽器については、すべての一般教室に模擬授業を行う際に必要となるグランドピアノが設置され、常駐する調律師が定期的にメンテナンスを行っている。管楽器、打楽器、弦楽器についても各種、多数の楽器を備えており、箏や三味線などの我が国の伝統的な楽器も常時授業で使用されている。

ICT（情報通信技術）機器は、情報機器操作室に 37 台、DTM（Desktop Music）演習室に 16 台、合計 53 台のオンライン授業に対応したパソコンが設置されており、Microsoft の Office 系ソフト、楽譜作成ソフトをはじめ、音楽関連のソフトウェアや周辺機器を完備している。前述の情報機器操作室では「コンピュータ・リテラシー（免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目）」の授業を実施している。一般教室においても視聴覚機器と通信環境を完備し、すべての教室でオンライン授業を実施することが可能である。

以上のように教員免許課程の教育を行う上での施設・設備は、適切に整備されている。

【資料等】

②-3 図書館

<https://www.musashino-music.ac.jp/guide/facilities/library>

【学科等レベル】

1) 教育課程の体系性

【自己評価】A

本学公式ウェブサイトの「教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 の定めにより公表する教員の養成の状況についての情報」に詳しく記載し、公表しているとおり「法令及び教員の養成の目標」および「当該目標を達成するための計画」と対応し、必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られており、教員免許課程以外の科目との関連性は適切に確保している。

【資料等】

②-4 教員の養成の状況

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

2) ICT の活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

【自己評価】A

教員として身に付けることが必要な ICT 活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られるよう、文部科学大臣の「教職課程再課程認定」を受ける際、および変更届の提出の際に「教職課程コアカリキュラム」と授業の到達目標や学修量が適切な水準となっているか等について確認しており、その体制は現在も継続している。

3) キャップ制の設定状況

【自己評価】A

本学のキャップ制は武蔵野音楽大学学部規則に次のとおり定め、有効に機能している。

第 3 条

- 1 科目・単位が特定の年次に偏重することによる過剰な授業科目数の履修を防ぎ、学生の充実した学修時間を確保するため、履修登録単位数に上限を年間 40 単位とする（第 1 年次は 41 単位）。
- 2 履修登録単位数の上限に教員免許課程の単位（教職科目）、学芸員課程の単位、追再履修科目の単位、集中授業の単位、第 2 副科の単位は含まないものとする。
- 3 各年次において GPA 値が 3.4 以上の者は、翌年度の履修登録単位数の上限を 44 単位まで緩和するものとする。

4) 教育課程の充実・見直しの状況

【自己評価】A

学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて教育課程の充実を図り、適宜見直しを行っている。直近の例として以下のとおり取り組んでいる。

ここ数年、公立学校教員採用候補者選考の実施時期が早期化している。「音楽教育コース教員と就職課による連絡協議会」は対象学年の前倒しによる受験者への影響を考え、次の内容を協議した。

(1) 公立学校教員採用候補者選考の現状

東京都における公立学校教員採用候補者選考の一次選考には「教職教養」「専門教養」「論文」の試験がある。第 3 年次に前倒しとなった一次選考には「教職教養」と「専門教養」の試験があり、この試験を通過した者は第 4 年次になってから一次選考の「論文」と二次選考の「面接」と「実技」を受けることになっている。なお、地方公共団体における本学の令和 5 年度公立学校教員採用候補者選考の合格者数は、新卒者 20 名、既卒者 7 名であった。

(2) 特別講座の実施時期と内容の適切な見直し

- ・本学では「特別講座」として、「教職教養」「音楽専門教養」「論作文」「実技」の 4 講座を前期と後期に開講しているが、一次選考の「教職教養」と「音楽専門教養」の試験は第 3 年次から受験できるようになったため、例年 4 月～6 月を中心として行っているものを 9 月～翌年 3 月を中心に据えることとする。また、4 月～5 月は直前対策として実施する案を議論した。
- ・早期化に伴い、第 1 年次から特別講座の受講を推奨するよう提案した。

【資料等】

②-5 令和 6 年度第 2 回教員免許課程委員会のための事前打合せ記録(令和 6 年 7 月 24 日)

[授業科目レベル]

1) 個々の授業科目の到達目標の設定状況

【自己評価】A

個々の授業の到達目標およびテーマについてはシラバスにおいて明示されている。シラバスには法令、教員の養成の目標および当該目標を達成するための計画、学習指導要領および教職課程コアカリキュラムに対応した内容が記載されている。

【資料等】

②-6 シラバス

<https://www.musashino-music.ac.jp/for/students>

2) シラバスの作成状況

【自己評価】A

学生が教育課程全体を俯瞰し計画的に履修できるように配慮し、全ての授業科目に「科目ナンバー」を付番している。また、各科目の学修段階や履修順序を体系的に整理した「カリキュラムツリー」と、ディプロマ・ポリシーで示す能力を身に付けるために寄与する科目を示した「カリキュラムマップ」もシラバス関連サイトに掲載している。シラバスには、授業科目ごとの「科目ナンバー」に加え、「授業の到達目標及びテーマ」「授業の概要」「授業内容」「予習・復習等の内容・それに必要な時間」「課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法」「学生に対する成績評価の方法・基準」、シラバス関連サイトは「学位授与の方針との関連」や単位認定基準、成績評価基準等を明確に記載している。このシラバスおよび関連サイトは本学公式ウェブサイトに掲載し、学内外に周知している。

【資料等】

②-6 シラバス

<https://www.musashino-music.ac.jp/for/students>

3) アクティブ・ラーニングや ICT の活用など新たな手法の導入状況

【自己評価】A

授業科目の特性や到達目標に応じ、講義、演習、実習および実技による授業を実施する際に、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションおよび ICT 機器の活用を含む多様な学修方法を導入し、多様な学びをもたらす工夫が行われている。

【資料等】

②-6 シラバス

<https://www.musashino-music.ac.jp/for/students>

4) 個々の授業科目の見直しの状況

【自己評価】A

学校教育法に基づく自己点検・評価の一環として、実技科目（個人レッスン）とクラス授業に区分して、「授業評価アンケート」を実施している。「授業評価アンケート」は、「FD 委員会」が実施し、「自己点検・評価委員会」に報告される。各授業の集計結果は授業担当の各教員に通知され、教員は、結果を分析し、授業改善向上計画書を作成する。さらに部会長が各部会に所属する教員の作成した改善向上計画書を確認し、部会※としての所見を示すことにより適切な見直しが行われ、本学の教育内容・方法の改善・向上を図っている。

※部会：教育に関する必要な事項を討議し、円滑な管理運営を図るため、専任兼任を問わず、クラ

ス授業・個人レッスンを担当する全教員によって構成される14の「部会」がある（有鍵楽器部会、ピアノコラボレィティヴアーツ部会、管楽器部会、打楽器部会、弦楽器部会、声楽部会、ヴィルトゥオーゾ部会、作曲部会、音楽学部会、音楽教育部会、アートマネジメント部会、ソルフェージュ部会、指揮部会、共通教育（教養・外国語・体育）部会）。

【資料等】

②-7 調査・アンケート結果

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/investigation_questionnaire

5) 教職実践演習及び教育実習等の実施状況

【自己評価】A

教育実習校訪問、教育実習、介護等体験については、学生課が実習を行う学校や施設等と連絡を取りながら実施時期を調整し、実施している。第2,3年次については、教員免許課程の諸科目における講義や模擬授業を通じて、実践上の課題を認識し、共有している。教育実習事前指導では講義や講話等を通じて教育実習全般に渡る事柄についての理解を深め、教職に対する意識を高めている。教育実習後、学生課にて面談を実施した上で「教育実習報告書」を作成し、自己の課題を認識させている。また、教職実践演習の授業を通して教育実習、介護等体験を含む教員免許課程全般の振り返りを行っている。本学では従前より教職員が全ての教育実習校を訪問し、実施状況等を学生課へ報告している。さらに教育実習校訪問報告会および研修会を開催し、当該年度の状況について情報共有を行い、改善を図るよう努めている。

以上のように教員免許課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われている。

【資料等】

②-6 シラバス

<https://www.musashino-music.ac.jp/for/students>

②-8 「教育実習の手引き」

②-9 「教育実習校訪問」と「教育実習校訪問報告会及び研修会」

教員の養成の状況／教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

③ 学修成果の把握・可視化

〔大学全体レベル〕

1) 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

【自己評価】A

成績評価基準と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等については明らかにされており、本学公式ウェブサイト公表している。

【資料等】

③・1 教育情報公表「7.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/education

〔学科等レベル〕

1) 成績評価に関する共通理解の構築

【自己評価】A

同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している教職科目は担当教員同士で常に連携し、成績評価の平準化を図っている。特にシラバス作成時は、音楽教育コース長が責任をもって統括することにより、成績評価に関する共通理解の構築に努めている。

2) 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

【自己評価】A

教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報については、本学公式ウェブサイト「教員の養成の状況」で毎年公表されている。

「教員免許課程履修カルテ」は、第4年次の教職実践演習の履修の際に活用されるとともに、教員免許課程全体を総括するものとして担当教員により評価が行われる。

【資料等】

③・2 教員免許課程履修カルテ

③・3 教員の養成の状況

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

〔授業科目レベル〕

1) 成績評価の状況

【自己評価】A

7 ページ「成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況」に記載のとおり、成績評価基準と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等については明らかにされており、本学公式ウェブサイトに公表している。さらに公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定するために以下の手法を用いている。「免許法施行規則に定める科目」のうち「器楽・声楽」の実技試験は原則として10人程度の教員が100点法（5点刻み）で採点し、最高点と最低点を除外した上での得点の平均値とすることにより、公平性や公正性を担保している。そして、その集計結果をもって、成績評価基準に基づき可否を判定する。クラス授業科目では、シラバスに示した授業科目ごとの成績評価の方法（定期試験等）により、成績評価基準に沿って総合的に判断して100点法で採点し、評価している。

【資料等】

③・1 教育情報公表「7.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/education

④ 教職員組織

[大学全体レベル] [学科等レベル]

1) 教員の配置の状況

【自己評価】 A

教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日 文部科学省教員養成部会決定）で定められた必要専任教員を配置している。全学の協力のもとで教員免許課程の改善・充実に積極的に取り組み、大学としての資源・機能を活かしたより質の高い教員養成の充実・発展に資することを目的として教員免許課程委員会を 2017 年度から設置している。

教員免許課程委員会は、必要に応じて、委員以外の者（職員）を委員会に陪席させ意見を聴くことができる。

【資料等】

④-1 教員免許課程における専任教員数

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

2) 教員の業績等

【自己評価】 A

担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況等については、武蔵野音楽大学学術リポジトリに業績を登録し、本学公式ウェブサイトの「音楽学部・大学院 指導陣紹介」「教職に関する授業科目及び担当教員」にて公表している。武蔵野音楽大学学術リポジトリは、武蔵野音楽大学の教育・研究活動において作成された学術的成果物および本学が所蔵する学術コンテンツを電子的形態で収集・蓄積・保存し、学内外に無償で提供するための電子アーカイブである。なお、武蔵野音楽大学学術リポジトリは、国立情報学研究所（NII）が提供する JAIRO Cloud（共用リポジトリサービス）を利用している。

【資料等】

④-2 武蔵野音楽大学学術リポジトリ

<https://musashino-music.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=controlnumber>

④-3 音楽学部・大学院 指導陣紹介

<https://www.musashino-music.ac.jp/graduate/teacher/guest>

④-4 教職に関する授業科目及び担当教員

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

3) 職員の配置状況

【自己評価】 A

教員免許課程を適切に実施するため事務組織として学務部を設け、必要な職員数を配置している。学務部は 2 ページ「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス」に記載のとおり学務課、学生課、就職課で構成されており、学務課は教員免許課程の履修指導、教育職員免許状一括申請等の教員免許事務に携わっている。また、学生課は 7 ページ「教職実践演習及び教育実習等の実施状況」に記載のとおり教育実習、介護等体験に関するサポートを行っている。さらに、就職課は 12 ページ【資料等】に記載のとおり、公立学校教員採用候補者選考関連講座の企画・運営を担当している。

【資料等】

④-5 教員養成運営組織図

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

4) FD・SD の実施状況

【自己評価】 A

教員免許課程の科目を担当する教員が所属する音楽教育部会の FD 研修の一環として、部内において企画立案がなされ、令和 6 年度は以下の内容による研修を実施した。

[1] 教育を巡る諸問題に関する講話

目的：現在の教育を巡る状況に関する理解を深め、今後の指導の充実を図る

内容：本学非常勤講師 宮本 登氏による講話

時期：令和 6 年 9 月 19 日の部会の際に実施した

会場：S307 室

参加者：19 名（内オンラインによる参加者 5 名）

[2] 音楽教育部会所属の教員による研修

目的：各教員の講義の状況と課題を共有し、今後の指導の改善を図る

内容：部会参加者による研修

時期：令和 7 年 2 月 6 日の部会の際に実施した

会場：S307 室

参加者：13 名（内オンラインによる参加者 4 名）

研修の成果

- [1] 教員採用試験の状況及び現職教員の休職や離職の問題、並びに本学での講義における学生の状況などについて、豊富な指導経験を有する講師ならではの視点からの問題提起や考察が行われ、多くの示唆を得ることができた。講話の中で、「個性が豊かで学習意欲の高い学生が多いが、受講の様子と試験結果との乖離が見られる」「ディスカッションの力が弱い」「一部に文章力の低い学生が見られる」といった提示があったので、今後は問題点を整理して全体で検討する必要がある。

- [2] 学生の学修意欲や資質に関することを始め、学修評価、ICT の活用に関することなど様々な問題が提示された。特に欠席や遅刻が増加し、出欠状況は成績には影響を及ぼさないと認識している学生が多いのではないかという指摘が挙げられた。授業の際の教員の対応などにつ

いて協議し、理解を深めることができた。今後、出欠席に関することについては、教員が丁寧
に説明して周知を図っていく必要がある。

事務職員については SD の一環として、本学が所属している「都内私立大学教職課程事務担当者懇
談会」が開催する研究会（令和 6 年 6 月 29 日）に適任者を 2 名派遣した。

【資料等】

④-6 音楽教育部会 FD 研修資料

④-7 令和 6 年度研修会等参加報告書、令和 6 年度都内私立大学教職課程事務担当者懇談会研究会（6 月
29 日）資料：質問事項 2 回答一覧

[授業科目レベル]

5) 授業評価アンケートの実施状況

【自己評価】A

6 ページ「4）個々の授業科目の見直しの状況」に記載のとおり「授業評価アンケート」を実施し
て、個々の授業科目の改善と、教員の自己点検・自己評価等に活用している。

【資料等】

④-7 調査・アンケート結果

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/investigation_questionnaire

⑤ 情報公表

[大学全体レベル]

1) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 172 条の 2 のうち関連部分、教育職員免許
法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報公表の状況

【自己評価】A

法令に定められた情報の公表については本学公式ウェブサイトにて行っている。

【資料等】

⑤-1 教員の養成の状況

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

2) 学修成果に関する情報公表の状況

【自己評価】A

学修成果に関する情報については以下の【資料等】「⑤-2 卒業者の教員免許状の取得の状況に関す
ること」として毎年公表している。また、公立学校教員採用候補者選考関連の講座を開講し、必要な
能力を備えた学生の育成を目指している。

【資料等】

⑤-2 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること

教員の養成の状況／卒業生の教員免許状の取得の状況及び教員への就職の状況

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

⑤-3 公立学校教員採用候補者選考関連の講座

教員の養成の状況／教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

公立学校教員採用候補者選考関連の講座の講座実績は以下のとおり。

ア 教員を目指す人のための特別講座

各都道府県が実施する公立学校教員採用候補者選考受験者（卒業生を含む）を対象として、「教職教養」「音楽専門教養」「論作文」「実技」の4講座を開講している。令和6年度は以下のとおり開講した。

「教職教養」前期8回、後期9回

「音楽専門教養」前期5回、後期9回

「論作文」前期8回、後期9回

「実技」前期8回、後期8回

イ 公立学校教員採用候補者選考候補者二次選考対策講座

都道府県が実施する公立学校教員採用候補者一次選考合格者（卒業生を含む）を対象として、「面接」「集団討論」「音楽実技」等の対策講座を開講している。令和6年度は、8月初旬に2日間開講した。

3) 教員免許課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況

【自己評価】A

本学の教員免許課程の自己点検・評価については、教員免許課程委員会において根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価報告書を公表することとしている。

【資料等】

⑤-1 「2 教員免許課程自己点検・評価報告」

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

⑥ 教職指導（学生の受入れ・学生支援）

〔大学全体レベル〕〔学科等レベル〕

1) 教員免許課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

【自己評価】A

音楽学部は演奏学科および音楽総合学科において教員免許課程を履修することが可能であり、大学院音楽研究科では、中学校教諭一種免許状（音楽）・高等学校教諭一種免許状（音楽）を取得済みの場合、上位の専修免許状を取得することができること。また、本学では教育方針として「音楽芸術の

研鑽」と「人間形成」を掲げ、これを礎として多くの卒業生が教職に就いて活躍し、日本の音楽教育の発展に寄与してきたこと。そして、現在も約 6 割の学部学生が教育職員免許状を取得していること。これらを踏まえた教員養成に関する情報提供を本学公式ウェブサイトや大学紹介パンフレット等において行い、教員免許課程を履修する学生の確保に取り組んでいる。

【資料等】

⑥-1 教員の養成の状況

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

2) 学生に対する履修指導の実施状況

【自己評価】 A

教員免許課程委員会の委員長は音楽教育コース長が務め、同コースに所属する教員免許課程に関する科目の担当者とは学生の学修状況等に関して随時情報の共有を行っている。教員間の情報共有をより活発なものとし、個々の学生の学修成果や適性に応じたより細やかな指導が行われるよう、令和 6 年度後期を目途に「教員免許課程履修カルテ」の電子化に向けた取り組みを進めた。

3) 学生に対する進路指導の実施状況

【自己評価】 A

本学公式ウェブサイトにおける「本学の教員免許課程における情報の公表について」のウェブページにて「卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること」「本学教員採用情報」を毎年公表して、教員免許取得希望の学生と教職志望の学生の参考となるよう指導している。また就職課により、教職セミナーの開催、公立学校教員採用候補者選考対策の指導などを実施している。

その他、同様に免許状の取得状況や教員採用情報を提供し、事務担当者による各種説明会や事前事後指導等で進路指導を実施している。以上のように学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されている。

【資料等】

⑥-2 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること

教員の養成の状況／卒業生の教員免許状の取得の状況及び教員への就職の状況

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

⑥-3 本学教員採用情報

教員の養成の状況／卒業生の教員免許状の取得の状況及び教員への就職の状況

https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/kyouinyosei

⑦ 関係機関等との連携

〔大学全体レベル〕

1) 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

【自己評価】 A

文化庁が主催する「芸術系教科等担当教員等研修」の事業に参加して、学習指導要領に即した学習指導や教員養成、教育課題等に関する研修や情報の共有を行っている。また令和 5 年度より全日本音

楽教育研究会大学部会の本部校として、他大学と連携・協働して教員養成に関する内容を含む組織的な研究活動に取り組み、教育課程の向上や学生指導への充実に反映させるよう努めている。教育委員会との連携・交流については、「教師養成塾」「教師塾」等に関する連絡協議会に教職員を派遣しているほか、令和6年度に教育委員会の担当者による大学生向けの「公立学校教員採用候補者選考説明会」を本学で4回実施した。また、10～11ページ「FD・SDの実施状況」に記載のとおり、教職に関する事務職員のSDの一環として、本学が所属している「都内私立大学教職課程事務担当者懇談会」が開催する研究会等に適任者を派遣している。

2) 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況

【自己評価】A

教育実習、介護等体験については、学生課が実習を行う学校や施設等と連絡を取り、円滑で適切な実施が行えるよう体制を整えている。学生には事前に実習校に赴き、状況に応じて学校行事や部活動に関わり、実習校の状況の把握や、教員および生徒との積極的な交流を行うよう推奨している。また、教職員による教育実習校の訪問から得られた情報を共有し、次年度以降の実施の際に反映させるようにしている。一部の学生においては、教育実習後も学校行事や部活動に関わり、より多くの教育活動への体験の機会を得ることができる状況も見られる。

3) 学外の多様な人材の活用状況

【自己評価】A

演奏学科および音楽総合学科において必修科目となっている第2年次開講の「キャリアデザイン（展開編）」では、数回に及ぶ講話の中に、教員として活躍している本学卒業生を講師として招き、講演を通して教員に必要とされる資格・知識等についてより現実的かつ具体的な情報を学生に提供し、理解を深める機会を設けている。また、教育実習の事前指導において、現職の音楽科教員や学校長の経験者を講師として招き、講話等を通じて教科指導や生徒との関わり方などに関する実践的な事柄についての理解を深めるとともに、教育実習に臨む心構えを整えさせている。

【資料】

教員免許課程委員会規則

武蔵野音楽大学 教員免許課程委員会規則（抜粋）

（設置）

第1条 武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）に、本学学則第5条第4項第1号に規定する教員免許課程の適切な運営を図るため、教員免許課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第2条 委員会は、次の委員で組織する。

- （1）音楽教育コース長
- （2）総務部長、学務部長、演奏部長、学科長
- （3）本学の職員のうちから、学校法人 武蔵野音楽学園理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する者

（委員の任期）

第3条 前条第3号に規定する委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、音楽教育コース長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 (委員会の審議事項および議決事項の提議)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。
 (1) 課程の編成に関すること。
 (2) 授業改善方策の検討に関すること。
 (3) 教員免許課程の自己点検・評価に関すること。
 (4) その他委員会が必要と認めること。

2 委員会で審議し決した事項は、学長に報告した上で、必要に応じ本学運営委員会に提議する。
 (議 事)

第6条 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 (委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
 (委員会事務の所管)

第8条 委員会の事務は、学務部において行う。

学務委員会規則

武蔵野音楽大学 学務委員会規則 (抜粋)
 (設 置)

第1条 武蔵野音楽大学(以下「本学」という。)に、本学の学務に関する円滑な運営を図るために、学務委員会(以下「委員会」という。)を置く。
 (委員会の組織)

第2条 委員会は、次の委員で組織する。
 (1) 学 長
 (2) 副学長
 (3) 学務部長
 (4) 総務部長、演奏部長、図書館長、学務課長および広報室長
 (5) 本学の職員のうちから、学校法人 武蔵野音楽学園理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する者
 (委員の任期)

第3条 前条第5号に規定する委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 (委員会の審議事項および議決事項の提議)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。
 (1) 教育課程に関すること。
 (2) 授業の運営に関すること。
 (3) 試験および学業成績に関すること。
 (4) その他委員会が必要と認めることに関すること。

2 委員会で審議し決した事項は、学長に報告した上で、必要に応じ本学運営委員会に提議する。
 (議 事)

第6条 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 (委員会事務の所管)

第7条 委員会の事務は、学務部において行う。

令和7年6月17日発行